



一定の条件で年金が上乘せされる 加給年金と振替加算

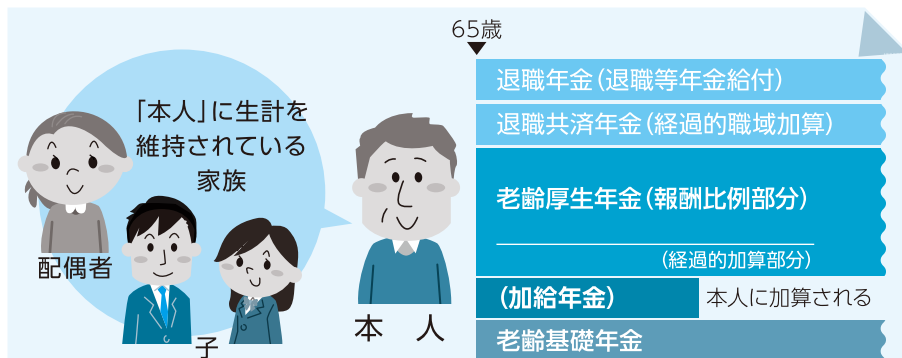
老齢厚生年金を受給できる人に、配偶者や子がいる場合、一定の条件に合えば年金が上乘せになります。これを「**加給年金**」といい、年金の『家族手当』のような位置づけといえます。

また、昨年、日本年金機構による約10万人、600億円の年金の支給もれがあったと報道され、注目された「**振替加算**」についても解説します。

加給年金とは？

厚生年金の加入期間^{*}が20年(240月)以上ある方が、65歳になった時に、その方に生計を維持されている配偶者や子がいる場合、老齢厚生年金に加給年金が加算されます。

^{*}共済組合の組合員期間を含みます



ご注意 配偶者が老齢厚生年金(加入期間20年(240月)以上)、退職共済年金(加入期間20年(240月)以上)または障害年金を受けられる間は、加給年金は支給が停止されます。

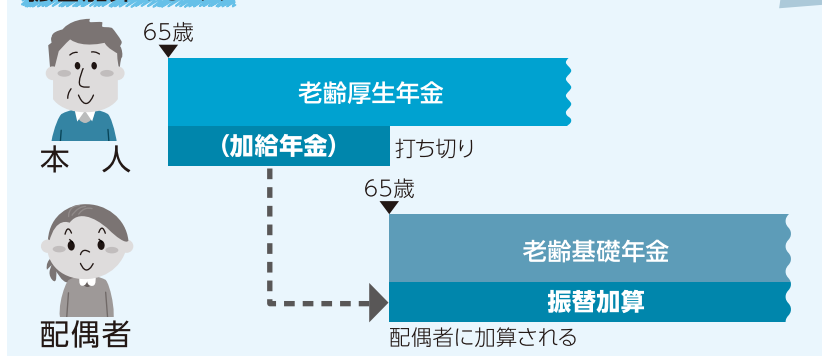
対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	389,800円	65歳未満であること
1人目・2人目の子	各224,300円	18歳到達年度の末日までの間の子 (または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子)
3人目以降の子	各 74,800円	

振替加算とは？

加給年金の対象である配偶者が65歳になると、それまで支給されていた加給年金が打ち切れ、その代わりに、配偶者の「**老齢基礎年金**」に生年月日に応じた加算がされます(右下の表参照)。これが「**振替加算**」です。

- 対象**
- 配偶者が **①昭和41年4月1日以前生まれ**、
 - ②老齢厚生年金等の加入期間が240月未満** の場合。

振替加算のしくみ



配偶者の生年月日	振替加算額
昭和30.4.2~31.4.1	約51,000円
昭和31.4.2~32.4.1	約44,900円
昭和32.4.2~33.4.1	約38,800円
昭和33.4.2~34.4.1	約33,000円
昭和34.4.2~35.4.1	約26,900円
昭和35.4.2~36.4.1	約20,900円
昭和36.4.2~41.4.1	約15,000円

配偶者が年上の場合

配偶者が年上であるときには、加給年金は加算されませんが、本人が65歳に達すると配偶者に「**振替加算**」がつく場合があります。詳しくは、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

3月に退職される予定のみなさまへ
**石川縣市町村職員
年金者連盟に
ご加入ください**

本連盟では、「年金受給者の生活の安定」と「共済年金制度等の堅持」を図るため、政府関係機関に直接陳情や、ハガキ陳情などを行っています。

また、「**連盟だより**」を年2回発行し、本連盟の活動および年金制度の改正などを会員のみなさまにご案内しています。さらには、福祉・健康事業として**保養所利用助成券の発行**、**バス研修旅行の助成**、**並びに団体障害保険等の斡旋**などを行っています。

詳細については、石川縣市町村職員共済組合のホームページをご覧ください。

<http://www.kyousai-ishikawa.jp>

お問い合わせ先 石川縣市町村職員年金者連盟 TEL 076-263-9435